



愛の力を信じている。

活動資金にご協力ください。

## ごあいさつ

県民の皆様には、日頃より日本赤十字社の事業に対しまして温かいご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

東日本大震災及び原発事故から3年が経過しました。これまで日本赤十字社では、福島県の復興に向けて様々な支援事業を実施してまいりましたが、復興に向けた取り組みが動き始めてはいるものの、依然として数多くの避難者が不自由な生活を強いられており、復興への道のりはまだまだ遠いことから、平成26年度も引き続き被災者を支援する各種事業を推進してまいります。

また、従来からの災害救護活動をはじめ、救急法等講習会の開催、ボランティア・青少年赤十字の育成、医療・血液事業なども積極的に実施してまいります。

これらの事業を推進していくには活動資金が必要です。これからも日本赤十字社は人道を基本として社会貢献を果たしてまいりますので、まだまだ厳しい状況の中ではありますが、県民の皆様に活動資金について格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年4月

日本赤十字社福島県支部  
支部長 佐藤 雄平

## 東日本大震災復興支援事業

日本赤十字社福島県支部ではボランティアの協力を得ながら、被災された皆様を応援するさまざまな復興支援事業を行っています。避難生活での不安を軽減し生活不活発病の予防や介護予防、地域のコミュニティづくりの一助として「赤十字にこにこ健康教室」、運動不足の解消として「赤十字わいわいウォーク」や「グラウンドゴルフ」を開催しています。また、避難町村の住民が一堂に集う「ふるさと住民交流会」、県内の仮設校舎で学んでいる小・中・高校の皆さんに演劇や音楽などで元気になるよう「学校支援」を実施しています。さらに、今年度は原発事故で避難中の小学校(5・6年)、中学校(1・2年)を対象とした「赤十字すまいるキャンプ」を夏休みに県内で行うなど多くの事業に取り組んでいます。



## 災害救護活動



福島県支部では災害に備えて救護班8班を常備し、19員が登録されています。



福島赤十字病院は地域災害医療センター及び救急病院として指定され、診療科22、許可病床数359で運営しています。





## 赤十字ボランティア



県内で147団、13,146名の奉仕団員が活躍しています。(平成24年度)

3名の救護

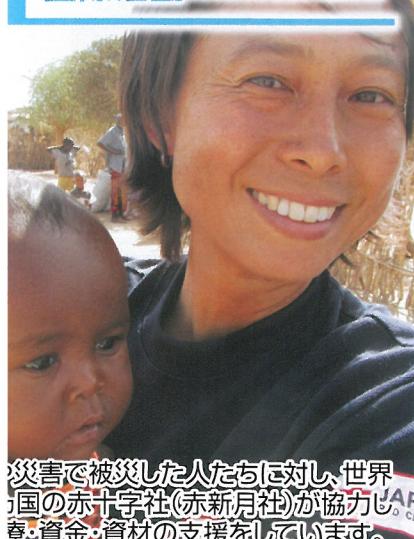


県内の幼稚園から高等学校まで747校に組織され、149,861名が活動しています。(平成25年度)

会

しました。

## 国際活動(救援と開発協力)



災害で被災した人たちに対し、世界  
の赤十字社(赤新月社)が協力し、  
物資・資金・資材の支援をしています。



## 血液事業



平成24年度における県内の献血者は91,657人。福島県では毎日約300人分(200ml換算)  
の赤血球が必要とされています。

皆様の  
**愛**  
が、  
赤十字の活動を支えています。



# 赤十字の活動資金にご協力お願いします。

赤十字の活動資金である社費と寄付金を合わせて社資といいます。社費は年間500円からです。社資の協力には累計額により表彰があります。(表1)また、日本赤十字社への社資に対する税制上の優遇措置もあります。(表2)

## 社資への協力方法は? 地域やご協力下さる方の実情によりいろいろな方法があります。

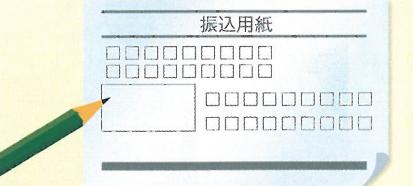
### ●地域の自治会や町内会の中でご協力いただく方法



### ●最寄りの市町村／社会福祉協議会の赤十字の窓口へ申し込みいただく方法



### ●日赤の振込用紙でご協力いただく方法



◎日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヶ月間は、赤十字運動月間として特に広く社員加入のご案内をしています。

(表1) ●日本赤十字社の表彰(社資功労) 平成13年4月1日改正

表彰種別	表彰の基準	贈与される表彰品
特別社員	一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方	特別社員称号贈与通知書、金色バッジ(個人のみ)、陶器製又は樹脂製門標(個人のみ)
支部長感謝状	一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力を下さった方	感謝状
銀色有功章	一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力を下さった方	銀色有功章(楯)、陶器製門標(大)(個人のみ)、略章
金色有功章	一時又は累計で50万円以上のご協力を下さった方	個人:金色有功章、章記、略章 法人:金色有功章(楯)、略章

※年間100万円以上のご協力については、上記以外の表彰もございますので、詳しくは当支部までお問合せ下さい。

※社費累計額が10年以内に1万円以上2万円未満に達した個人の方で希望者に樹脂製門標(社員用)を贈呈します。



(表2) ●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(要旨)

納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法第37条の2及び同法施行令第7条の17 (累積金額上限(400万円)に達した時点で終了)	通年	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用)
	相続税の非課税	租税特別措置法第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税價格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示	4月~9月 (募集金額上限(600万円)に達した時点で終了)	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

福島県支部

〒960-1197 福島市永井川字北原田17

TEL 024-545-7997(代) FAX 024-545-7923

<http://www.fukushima.jrc.or.jp/>

または、最寄りの市役所・町村役場、社会福祉協議会の赤十字担当窓口へおたずね下さい。